

屋外広告物について

● 屋外広告物とは

表示する内容にかかわらず、以下の4つの要件の全てを満たしているものは、屋外広告物に該当します。営利、非営利は問いません。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物に該当するものの例

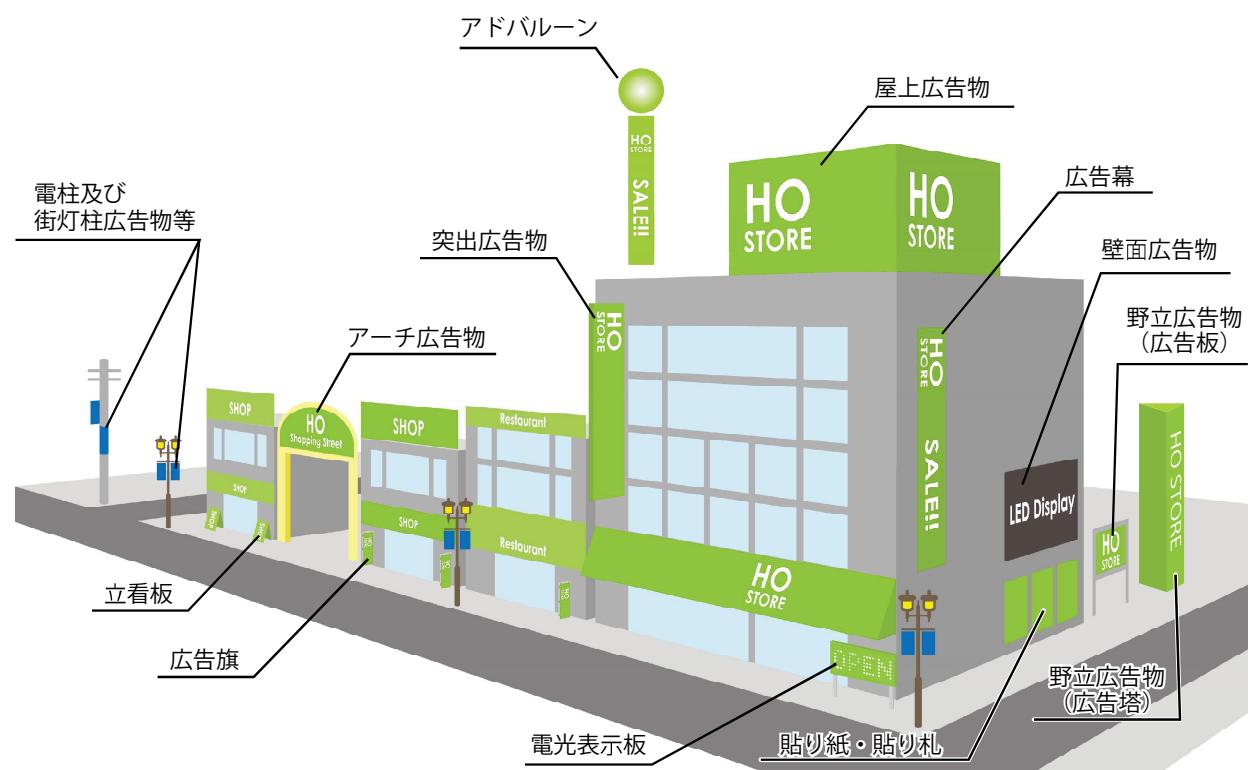
営利、非営利の広告物、電光表示板、案内看板、周知看板、ポスター、貼り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔などです。例えば、商標、シンボルマーク、ロゴ、写真、イラストなども屋外広告物に該当します。

屋外広告物に該当しないものの例

配布チラシ、宣伝放送、駅構内や建築物のガラス内部から表示されるもの又は展示物などは該当しません。

「公衆に表示される」とは、一般に誰もがその広告物を見ることができるという状況を意味します。したがって、広告物の設置場所が屋外であっても、その敷地全体が柵や植栽で囲われている等のため、外部からは容易に見ることができない場合は、その広告物は条例の規制対象になりません。

● 主な屋外広告物



屋外広告物は、素材や形状、設置の方法など多様な種類があり、上記イラストで示しているものは代表的な事例になります。

制限等の内容について

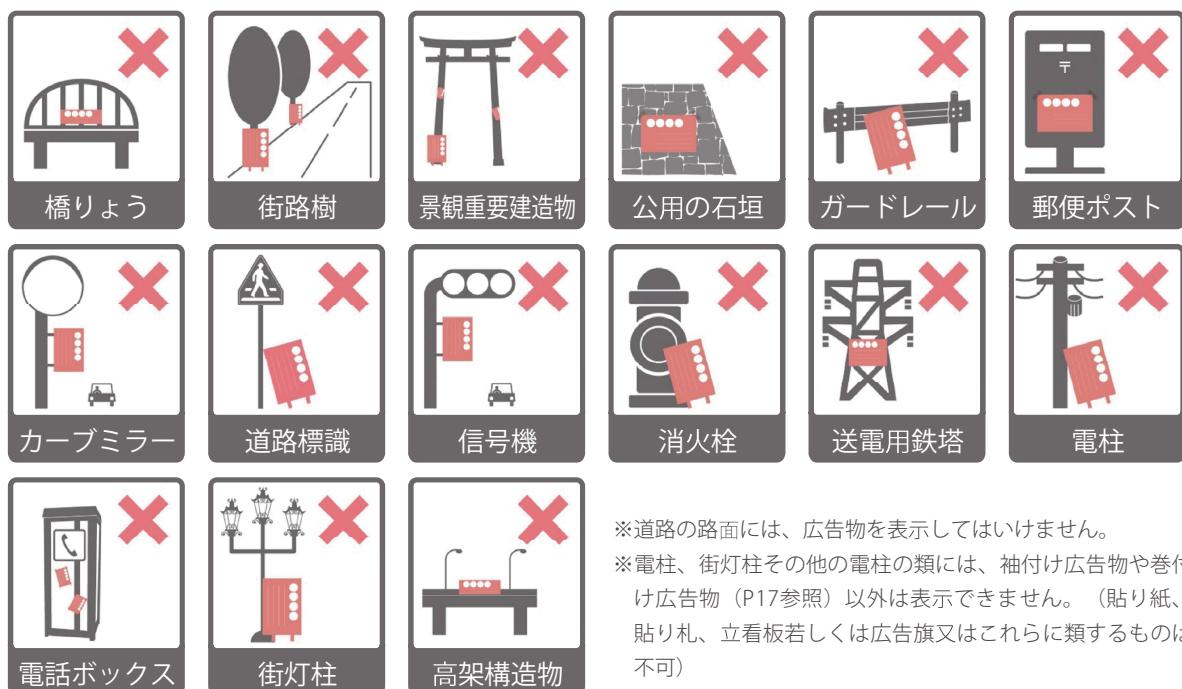
● 禁止広告物

次の広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置することはできません。

1. 著しく汚損し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、又は老朽したもの
3. 倒壊又は落下のおそれがあるもの
4. 信号機又は道路標識若しくは道路標示に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

● 禁止物件

次の物件に広告物等を表示し、又は設置してはいけません。



※道路の路面には、広告物を表示してはいけません。
※電柱、街灯柱その他の電柱の類には、袖付け広告物や巻付け広告物（P17参照）以外は表示できません。（貼り紙、貼り札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものは不可）

● 屋外広告物の表示（設置）可否【簡易判定表】

	自家用広告物	非自家用広告物	道標・案内図板	適用除外広告物
第1種地域	○ 総面積5m ² 以下は許可不要			
第2種地域				
第3種地域	○			
第4種地域		○ 総面積10m ² 以下は許可不要		
第5種地域		○ 全て許可必要		

自家用広告物………自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場に表示又は設置する広告物等

非自家用広告物………自家用広告物以外の広告物

道標・案内図板………地図又は地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等を示す案内の内容が、表示面積の40%以上を占めている、又は、これらの内容が表示面積の40%未満であっても、案内先の住所及び電話番号の表示があり、それらを含めて40%以上となる誘導目的の広告物

適用除外広告物………法令の規定により表示するものなど、条例の規定から一部除外されている広告物

※その他、広告物の種類ごと及び電柱の類を利用する広告物についても表示（設置）の可否があります。